

AMT/NEWSLETTER

Dispute Resolution

2025 年 5 月 23 日

2024 年 12 月エネルギー憲章条約(ECT)改正

弁護士 [土門 駿介](#) / 弁護士 [佐藤 誠高](#) / 弁護士 [渡邊 真琴](#)

Contents

- I. はじめに
- II. ECT による投資保護の規律
- III. 改正 ECT の下における投資保護のポイント
 - 1. 投資家・投資財産の定義の限定
 - 2. 収用及び公正衡平待遇義務の明確化
 - 3. 紛争解決手続に関するアップデート
- IV. おわりに

I. はじめに

エネルギー憲章に関する条約(The Energy Charter Treaty)(以下「ECT」といいます。)とは、エネルギー分野における投資の自由化・投資の保護を目的とした多数国間投資協定です。ECT は、1994 年 12 月に、旧ソ連解体を契機としてエネルギー分野における投資・貿易を中心とした国際協力の法的枠組みとして作成され、1998 年 4 月に発効しました。ECT は、エネルギー分野に特化しているものの、投資協定としての初の多国間条約であり、エネルギー分野における貿易及び領域通過(たとえば複数国を経由するパイプライン等が想定される)の自由化並びに投資の自由化及び保護等について規定するものです。日本も、2002 年 10 月に ECT を批准しており、2025 年 2 月現在においては、日本、英国、EU 加盟国、旧ソ連諸国(ロシア・ベラルーシを除く。)を含む 44 か国及び組織としての EU 及び欧州原子力共同体(EURATOM)が締約国等となっています¹。

ECT については、締約国のうち EU 加盟国が、同条約の下で、再生エネルギー政策として講じた投資規制措置に関して投資受入国として投資家から提訴される事案が増加したことや、化石燃料に対する投資の保護が EU の気候変動対策に

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/charter.html>. なお、中国、韓国、米国、豪州、カナダ等は、締約国等ではなくオブザーバー等として関与しているため、ECT は適用されません。また、後記 II のとおり、脱退済みの元締約国との関係でも ECT が適用される場合があります。

整合しないといった懸念から、EU 内からの批判が強まったこと等も背景として、2020 年から、気候変動対策の必要性を反映し、昨今のエネルギー情勢、気候変動対応や投資協定の現状等を踏まえた近代化に向けた正式な交渉が行われ、2022 年 6 月には実質合意に至りました。その後、EU 内では、改正の採択について意見が分かれ、EU 及び欧州原子力共同体(EURATOM)は脱退を決定しつつ、EU 加盟国の採択又は脱退については各 EU 加盟国に委ねられることとされ、最終的に 2024 年 12 月 3 日、エネルギー憲章会議第 35 回会合において、エネルギー憲章条約の改正が採択されました²。

今回の改正は、これまでの交渉の成果であり、エネルギーセクターと国際投資政策に係る現代の課題を踏まえ、かつ、環境保護及びエネルギー安全保障のための近代化の需要に対応するものであるとされています。具体的には、改正後の ECT においては、水素やアンモニア等の新たなエネルギー原料に対する ECT 上の投資保護規律の適用、投資保護に係る締約国の義務の明確化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る規定の新設等がなされています。

投資保護との関係でなされた改正としては、投資家及び投資財産の定義の変更、実体的権利に関する規律の詳細化、投資家対締約国の紛争の解決について定めた ECT 第五部のアップデート等が挙げられます。本ニュースレターでは、投資仲裁に関するものを中心に、特に投資保護の規律に関する改正の概要を紹介いたします。

なお、今回の改正は、ECT42 条(4)項の規定に従い、締約国の 4 分の 3 が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託してから 90 日目に発効します。しかし、今回の改正は、発効前であっても、2025 年 9 月 3 日から原則として各締約国との関係で、暫定的に適用されることとされています。ただし、締約国は、2025 年 3 月 3 日までに宣言を送達することでかかる暫定適用からオプトアウトすることができ、2025 年 3 月 3 日時点で、日本の他、エストニア共和国、リトアニア共和国、ベルギー、リヒテンシュタイン公国、フィンランド共和国、スイス連邦、チェコ共和国及びラトビア共和国がオプトアウトを行いました³。

II. ECT による投資保護の規律

ECT は、エネルギー原料・製品の貿易・領域通過に関し種々の規定を設けているところ、エネルギー分野における投資に関しても、収用、公正衡平待遇、不断の保護及び保障、アンブレラ条項(義務遵守条項)、内国民待遇、並びに最恵国待遇にかかる条項等、投資促進・投資家保護を目的とした実体的権利に関する規定を数多く含んでいます(ECT 第三部)。

また、投資仲裁は、投資受入国による政策変更等により投資が毀損された場合において、外国投資家が、直接契約関係のない投資受入国に対して仲裁手続によって救済を得ることを可能にする手続であるところ、上記の投資保護に関する実体的権利に関する規律に加え、投資仲裁に関する手続を定めた規定も、投資家保護を目的としたものといえます。ECT についていえば、ECT26 条に基づき、投資家は、一定の要件を満たした場合には、投資受入国との間の紛争を、仲裁により解決することができます。具体的には、投資家は、ECT 第三部の規定に基づく投資受入国の義務違反が主張されている紛争について、3 か月以内に当事者同士で解決できない場合、一定の例外はあるものの、①投資紛争解決国際センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes)による仲裁(いわゆる ICSID 仲裁)、②国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則に基づく仲裁、及び③ストックホルム商工会議所(SCC)による仲裁、のいずれかにより紛争解決を行うことを選択することができます(ただし、①については、投資家の属する締約国が紛争当事者である投資受入国の少なくとも一方が、ICSID 条約(国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約)の締約国であることが要求されます。)(ECT26 条(4)項)。

ECT26 条に基づく投資仲裁の実例としてよく知られているものとしては、スペインによる再生可能エネルギーの固定価格買取制度の不利益変更や廃止に関する、海外投資家によるスペインに対する仲裁申立てがあります。かかる申立ての件数は 45 件以上にのぼっており、その中には、日本企業が同様の仲裁申立てを行っている事例も存在します(ICSID の

² <https://www.energycharter.org/what-we-do/conference-decisions/documents/all/>

³ <https://www.energycharter.org/media/all-news/>(2025 年 5 月 7 日最終確認)

公開情報によれば、2025 年 5 月時点で 4 件。)

なお、EU 加盟国との関係では、ECT26 条の適用につき注意を要します。今般の改正によって、ECT の一部の規定が、同一の「地域的な経済統合のための機関」に属する締約国間(among Contracting Parties that are members of the same REIO in their mutual relations)には適用されない旨が規定され(改正後の ECT24 条(3))、EU 加盟国間の紛争には投資仲裁について定める ECT26 条が適用されないことが明確化されました⁴。また、ドイツ・フランス等の一部の EU 加盟国は既に ECT から脱退済みであり、また、EU も 2024 年 6 月に脱退を通告しています(脱退の効力は通告の 1 年後に発生(ECT47 条(2)))⁵が、ECT は、脱退した締約国との関係であっても、脱退の効力発生日時点で形成されている投資財産に関しては、ECT が適用される旨を定めています(ECT47 条(3))。

III. 改正 ECT の下における投資保護のポイント

1. 投資家・投資財産の定義の限定

「投資家」の定義が変更され、自然人に関しては、投資がなされた時点又は当該投資を取得した時点において投資受入国の国籍又は永住権を有していなかったこと、という限定が加えられました(改正後の ECT1 条(7)(a))。これにより、投資を行った時点において、投資受入国の国籍等を有していたにもかかわらず、事後的に当該国籍を喪失した場合等については、「投資家」という要件を満たさないことになります。また、法人に関しては、当該法人が(投資受入国以外の)締約国の法令に準拠して設立されたことに加え、当該締約国の地域内で実質的な事業活動(substantial business activities)を営んでいることが、「投資家」に該当するための要件として新たに設けられました(改正後の ECT1 条(7)(b))。この新たに加えられた要件である「実質的な事業活動」の該当性につき、改正後の ECT は、個別の事案ごとの検討が必要であるとしながらも、考慮要素として、締約国の地域内における①物理的存在(physical presence)、②雇用、③売上げの計上、又は、④納税等を挙げています。

「投資財産」の定義についても、投資としての特徴(the characteristics of an investment)が必要であるとされ、具体例として、資本やその他の資源投入(commitment)、利益又は収益の期待、又は、一定の期間におけるリスクの存在やリスクの引受け等が挙げられています(改正後の ECT1 条(6))。これらの定義への該当性は、条約の保護の前提となっているため(ECT10 条及び 13 条等参照)、かかる改正は、保護を受けられる範囲の検討に影響します。

さらに、仲裁廷の管轄権の観点からの規定ではありますが、相手方当事者(投資家)が、紛争の存在又は紛争に発展する蓋然性が高いことを認識しながら、投資財産の所有権又は支配権を取得した場合であって、当該取得が ECT26 条(4)に基づく請求を行うことを主目的としたものであった場合には、仲裁廷が、当該請求の管轄権を否定する旨の判断をなし得ることが規定されました(改正後の ECT27 条(4))。

2. 収用及び公正衡平待遇義務の明確化

これまで、ECT において、「収用(expropriation)」や「公正衡平待遇(Fair and Equitable Treatment)」義務の概念につき、条文上、どのような行為がこれらの類型にあたるかについて具体的な規定がなされていませんでした。

改正後の ECT では、収用の概念が詳細化されており、まず、直接収用と間接収用の二種類に関する説明が加えられています(改正後の ECT13 条(2)及び(3))。その上で、改正後の ECT は、特に間接収用について、個別の事案ごとの検討が必

⁴ 背景として、EU において、EU 法の解釈・適用を要する EU 加盟国間の紛争を、投資協定に基づき設置された仲裁廷が取り扱うことに対する批判的な考え方があります。この点に関しては、欧州司法裁判所が、EU 法の自律性の観点から、EU 加盟国間の投資協定における投資仲裁条項の適用は EU 法に基づき排除されるべきであることを判示した Achmea 判決(2018 年 3 月 6 日付け)(C-284/16)や、同判決を引用しつつ、ECT の投資仲裁に係る規定(ECT26 条(2)(c))が EU 加盟国と他の EU 加盟国の投資家との間の紛争に適用されるべきでないと判示した Komstroy 判決(2021 年 9 月 2 日付け)(C-741/19)等が存在します。

要であるとしながらも、投資受入国の措置の経済的な影響や目的・文脈等の考慮要素を規定しつつ(改正後の ECT13 条(3))、投資受入国による非差別的な措置で、公衆衛生、安全性、環境(気候変動の緩和・適応もここに含まれます。)等の正当な規制目的を保護するために設計・適用されるものは、明白に過剰であるといえるほど影響が深刻であるという稀な状況でない限り、間接収用に当たらない旨も規定しています(改正後の ECT13 条(4))。

また、改正後の ECT は、公正衡平待遇義務についても、恣意性がある場合や投資家の正当な期待が侵害された場合など義務違反が認められる類型(公正衡平待遇義務違反が認定された過去の投資仲裁の判断例と整合的なもの)を列挙し、義務の内容の明確化が図られています(改正後の ECT10 条(2))。

3. 紛争解決手続に関するアップデート

(1) 適用法の明文化

改正後の ECT は、ECT26 条(4)に基づき行われる仲裁手続における適用法について、さらなる明確化を図っています。

ECT26 条(6)は、仲裁廷が、「この条約並びに国際法の適用可能な規則及び原則に従って紛争の争点について決定を行う」旨を定めていますが、改正後の同項においては、ここにおける「国際法」(International law)の意義に関する注釈が加えられ、締約国の国内法は、事実認定の対象に過ぎず(すなわち、仲裁廷は締約国の裁判所・当局の通説的解釈に従うものであり)、適用法に含まれないことが明示されました⁵。

(2) 透明化

改正後の ECT は、仲裁手続の手続的透明性を確保するための規定を新たに設けました。

すなわち、改正後の ECT では、仲裁廷が、同条所定の条件の下、投資協定に基づく投資家・国家間仲裁に関する透明性規則(UNCITRAL Rules on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration)を適用すべき旨が定められました(改正後の ECT26 条(6))。

また、手続の公開に関して、エネルギー憲章会議が設置する事務局が仲裁判断の写しを保管し、かつ、これを公開する旨が新たに定められました(改正後の ECT26 条(13))。

(3) 救済に関するルールの明文化

改正後の ECT では、救済に関するルールをより明確化する条項が新設されました。

具体的には、仲裁判断の内容として、金銭賠償(利息を含みます。)や、財産返還(代替として金銭賠償を行うことも含みます。)を定めることができる旨が明示的に規定されました(改正後の ECT26 条(9))。

また、改正後の ECT は、仲裁判断における損害賠償の範囲につき、投資受入国による賠償・補償により既に救済を得ている場合に過剰な救済となることを避けるため、ECT 第三部への違反により投資家が被った実損害(賠償・補償済みの額を控除したもの)の限度で賠償義務を定めることができることが規定され、また、懲罰的損害賠償が認められない旨を明示しました(改正後の ECT26 条(10))。

さらに、改正後の ECT では、仲裁廷が、案件の性質上不合理であると認めない限りにおいて、敗訴当事者に対し仲裁費用等を負担させる旨の決定をなし得ることが明記されるとともに、一部勝訴の場合には、当該勝訴の割合に従って金額を調整すべき旨が定められました(改正後の ECT26 条(11))。これらの改正は、実務上も多く採用されている考え方を明文化したものとと言えます。

(4) 根拠のない請求(Frivolous Claims)に対する異議申立て手続

改正後の ECT においては、根拠のない請求(Frivolous Claims)に関する規定が新設されました。すなわち、投資家・

⁵ この改正も、前掲注 3 のとおり、EU 法の自律性の観点から、ECT に基づく仲裁手続において EU 法の解釈・適用を行うべきでないとの考え方や関連する欧州司法裁判所の判断を踏まえたものと考えられます。

投資受入国間の仲裁手続の場面で、投資家の請求に明らかに理由がない場合等において、被申立人である投資受入国がなし得る２種類の異議申立ての手続を定める条項が新設されました。

まず、１種類目は、仲裁申立てにおける請求の一部又は全部が明らかに法的根拠を欠くこと（manifestly without legal merit）を主張して行う異議申立て手続であり、対象には実体的請求権に関する異議や仲裁廷の管轄権に関する異議も含まれます（改正後の ECT27 条(1)）。

２種類目は、投資家が主張する事実が真実であると仮定してもなお投資家の請求の一部又は全部が認められ得ることはないことを主張して行う異議申立て手続です（改正後の ECT27 条(2)）。

なお、両異議の関係につき、改正後の ECT27 条(2)に基づく異議がなされた場合には、同条(1)に基づく異議を行うことはできないとされています（同条(3)第一文）。また、同条(1)に基づく異議がなされ、これが同条(2)に基づく異議と併存する場合、仲裁廷は、同条(1)の異議に係る事情を考慮した上で、同条(2)の異議を取り扱うことを拒否することができるとされています（同条(3)第二文）。

根拠のない請求に対する異議申立て手続は、ICSID 仲裁規則を含め、各仲裁機関の規則においても広く導入されていますが、上記の改正により、ECT に基づく紛争解決手続においても導入されました。

(5) 担保提供の命令 (Security for Costs)

改正後の ECT において、ECT26 条(4)に基づき成立した仲裁廷が、①将来下されうる費用に関する決定を投資家が尊重することができない、又は尊重しないであろうリスクがあるか否か、②担保金の拠出が投資家の仲裁手続の遂行能力にもたらす影響、及び③当該紛争における両当事者の行動等の諸般の事情を考慮した上で、投資家に対して担保提供を命じ得る旨の規定が新設されました（改正後の ECT28 条(1)及び(2)）。また、所定の期間内に担保提供がなされない場合、仲裁廷は、全当事者と協議の上、仲裁手続を中断ないし終了することができる旨の規定も新設されました（改正後の ECT28 条(3)）。

(6) 第三者資金提供 (Third-Party Funding)

同じく新設された改正後の ECT29 条では、第三者資金提供 (Third-Party Funding: 当該仲裁手続の結果に応じて報酬を得ることを条件に、仲裁手続の遂行に要する費用の一部又は全部を紛争当事者でない第三者が拠出するスキーム) を当事者が利用する場合において、資金拠出者の情報（これには資金拠出者の実質的支配者 (ultimate beneficial owner) や資本関係) を相手方及び仲裁廷に対して開示する義務が定められ、かつ、当該情報は、仲裁人の不偏性・独立性の評価に際し考慮される旨が定められました（改正後の ECT29 条(3)）。

なお、資金拠出者に関する情報の開示は、ECT26 条(4)に基づく紛争の申立ての時点か、（申立て時点で合意等がなされていない場合）かかる申立て以降になされた資金提供の合意の締結又は資金提供等の実施後、遅滞なくなるべく速やかになされなければならないとされています（改正後の ECT29 条(2)第一文）。また、開示済の情報に変更が生じた場合は、これを直ちに相手方及び仲裁廷に通知すべきとされています（改正後の ECT29 条(2)第二文）。

IV. おわりに

他国への投資において、法的紛争に至る前の交渉段階や、投資を行う段階においても、仮に本格的な紛争に発展した場合に、条約においていかなる権利保護があり得るのかという点に関する分析は重要な意義を有します。ECT における投資仲裁の規定は、締約国と投資家の間の紛争に際し、投資家自ら主体的に紛争解決手続を進めることを可能にし、かつ有意な数の利用実例があり比較的活用しやすい点で、依然としてそれ自体意義が大きいと考えられます。

今回の改正は、ECT に基づく投資仲裁に関する規律の明確化・透明化や、近代的な具体的手続の導入といった手当等が多数なされており、多数国間の議論を反映したアップデートされた投資仲裁手続の規定例として、注目に値するといえます。

本ニュースレターが皆様のご参考になれば幸いです。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [土門 駿介](mailto:shunsuke.domon@amt-law.com) (shunsuke.domon@amt-law.com)
弁護士 [佐藤 誠高](mailto:masataka.sato@amt-law.com) (masataka.sato@amt-law.com)
弁護士 [渡邊 真琴](mailto:makoto.watanabe@amt-law.com) (makoto.watanabe@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。